

令和7年度当初予算知事審査における主要な議論

(保健医療部)

■ 重度心身障害者医療対策助成費 (S61)

- 知事 精神科通院に限らず、精神科以外の内科・外科の通院を助成対象とした場合にはどのような効果が考えられるか。
- 担当部局 精神疾患を抱える人は内科系の疾患を抱える人も多いため、助成対象にすれば経済的な支援にはなるが、市町村からは、財政負担も増えるため、制度の持続可能性について課題がある、との意見が出されている。
- 知事 助成対象を自立支援医療給付受給者に限定した理由は何か。
- 担当部局 市町村からは、制度の持続可能性に加え、今後の財政負担を考慮した制度設計とすることや一定の基準を設けた支援の重点化について意見をいただいている。これらを踏まえるとともに、精神障害者の社会的自立を後押しする観点から、精神科通院に重点化して制度設計した。

■ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業 (S125) 寄附講座運営支援事業 (S124)

- 知事 長時間労働を行う医師がいる医療機関への派遣について、事業実施に当たっての課題は何か。
- 担当部局 医療機関に当該事業を活用いただき、派遣される医師を十分に確保する必要がある。医療機関の中には、地域医療支援に取り組みたいと前向きなところもあり活用されると見込んでいる。
- 知事 医師の働き方改革を進めるための事業であることから、残業を縮減するための対策を様々な形で実施することが必要である。DX化や看護師へのタスクシフトなども進めてもらいたい。
- 担当部局 承知した。

■ 新興感染症対策事業費（S51）

担当部局 今年度に引き続き本事業を実施することとし、補助対象については、過去に同様の補助を実施した医療機関は補助対象外とするほか、協定締結機関のうち流行初期に対応する医療機関等に限定している。本事業により、感染症有事における検査や医療提供体制を確実に確保していくものである。

知 事 了解した。

令和 7年度予算見積調書

課室名：国保医療課
 担当名：福祉医療・後期高齢者医療担当
 内線：3364 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
S61	重度心身障害者医療対策助成費			一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	重度心身障害者医療対策助成費	
事業期間	昭和50年度～	根拠法令	重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱 重度心身障害者医療費支給事業実施補助金交付要綱			針路 分野施策	07 誰もが活躍し共に生きる社会の実現 0703 障害者の自立・生活支援	SDGsゴール 3 SDGsターゲット 3-8	
1 事業概要 重度心身障害者の福祉の増進を図るため、医療費（各種医療保険の負担割合に応じた自己負担金の一部）を助成する市町村に対して補助金を交付する。 また、重度心身障害者医療費支給制度について円滑な運営を図るため、医師会等に補助金を交付する。 ア 市町村事業費補助 5,467,232千円 イ 医師会等事務費補助 207千円 ウ 実施に関する意見交換に要する経費 125千円 エ 市町村等システム改修費補助 87,000千円				5 事業説明 (1) 事業内容 対象者：①身体障害者手帳1～3級所持者、②療育手帳マルA・A・B所持者、③精神障害者手帳1～2級所持者、④後期高齢者医療制度の障害認定者 ※平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は対象外 ※精神障害者2級は精神科通院医療費（自立支援医療の自己負担額）を対象 所得制限：特別障害者手当の限度額(所得360.4万円 年収約518万円) ※平成31年1月～ 対象者の自己負担金：なし ア 市町村事業費補助 5,467,232千円 各市町村が対象者に支給した医療費助成金に対して、重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱により補助金を交付する。 イ 医師会等事務費補助 207千円 保険医療機関等が重度心身障害者医療費支給事業のために発行した証明書等の件数に応じ、重度心身障害者医療費支給事業実施補助金交付要綱により埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会、埼玉県薬剤師会に補助金を交付する。 ウ 実施に関する意見交換に要する経費 125千円 対象拡大の実施に関する課題への対応について県、市町村、有識者による意見交換を行う。 エ 市町村等システム改修費補助 87,000千円 精神障害者手帳2級所持者に関する市町村及び審査支払機関のシステム改修費に対して補助金を交付する。 (2) 負担率 ・財政力指数が1未満の市町村 (県1/2) 市町村1/2 (令和6年度 58市町村→令和7年度 58市町村) ・財政力指数が1を超え1.1未満の市町村 (県5/12) 市町 7/12 (令和6年度 3市町 →令和7年度 3市町) ・財政力指数が1.1以上の市町村数 (県1/3) 市 2/3 (令和6年度 1市 →令和7年度 1市) ・さいたま市 (県1/6) 市 5/6 (3) 事業効果 重度心身障害者及びその家族の経済的負担が軽減される。 【活動指標（アウトプット）】重度心身障害者への医療費助成を実施する63市町村に助成額の一部を補助する(市町村事業費補助5,467,232千円)。 【成果指標（アウトカム）】145,368名の対象者(令和7年度受給者数)に対し、市町村による医療費助成が実施され、重度心身障害者及びその家族の経済的負担が軽減される。					
2 事業主体及び負担区分 ア 右記負担率のとおり イ、ウ (県10/10) エ (県1/2) 市1/2, (県10/10) 事業者0									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 人件費(既存分) 9,500千円×1.0人=9,500千円 人件費(増員分) なし 組織の新設・改廃 なし									
予算額		財 源 内 訳						一般財源	前年との 対比
決定額	5,554,564							5,554,564	174,498
前年額	5,380,066							5,380,066	

令和 7年度予算見積調書

課室名：医療人材課
担当名：医師確保対策担当
内線：048-601-4600 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
S 125	・勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業			一般会計	衛生費	医薬費	医薬総務費	医師確保対策費		
S 124	・寄附講座運営支援事業									
事業期間	令和 7年度～	根拠法令	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律			針路	03	介護・医療体制の充実	SDGsゴール	3
	令和11年度			分野施策	0303	地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-8		
1 事業概要				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 長時間労働医療機関への医師派遣支援 525,000千円 医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することで、医療の質・安全を確保すると同時に、持続可能な地域医療提供体制を維持する。 イ 寄附講座運営支援事業 55,000千円 医師不足により診療体制を維持することが困難な病院が大学医学部に寄附講座を設置し、医療課題を研究するとともに、その大学医学部から指導医等の派遣を受けることで、医師の確保、養成を図る。 (2) 事業計画 ア 長時間労働医療機関(※)へ医師派遣を行う医療機関に対して補助を実施 ※年通算の時間外・休日労働時間が720時間を超える医師がいる県内の医療機関 イ 県の政策医療を担う地域の拠点病院等の大学医学部に寄附講座を設置するための経費の一部を助成 (3) 事業効果 【活動指標(アウトプット)】 ア 時短計画が達成されることで、年通算時間外が恒常的に960時間以下となる医師数67名(増員)、57名(更新) イ 寄附講座により診療体制の維持・強化が図られる病院・診療科数 【成果指標(アウトカム)】 ア 埼玉県では、病院機能が低下することなく医師の働き方改革が滞りなく進み、地域医療体制が確保される。 イ 小児科、救急、産科・産婦人科等の診療体制が安定的に確保される。						
医師の時間外労働の上限規制によって、各医療機関は遅くとも2035年度末までに、年間の時間外労働を960時間以内にすることが必要がある。 このため、病院間の医師派遣を国制度を活用して支援することにより、各医療機関の時間外の平準化と削減を図る。 また、県北地域や秩父地域等では依然として救急科や小児科をはじめとする医師不足の状況が続いているため、大学医学部における寄附講座の設置等により地域医療体制の整備等を図るものである。 ア 長時間労働医療機関への医師派遣支援 525,000千円 イ 寄附講座運営支援事業 55,000千円										
2 事業主体及び負担区分 ア (県10/10) 事業者0 イ (県1/2) 事業者1/2										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 (1) 人件費(既存分) 9,500千円×1.2人＝11,400千円 (2) 人件費(増員分) 9,500千円× 0人＝ 0千円 (3) 組織の新設・改廃 なし										
予算額		財 源 内 訳						一般財源	前年との対比	
		繰入金								
決定額	580,000	580,000						0	550,000	
前年額	30,000	30,000						0		

令和 7年度予算見積調書

課室名：感染症対策課

担当名：企画担当 総務・補助金担当

内線：7503

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
S51	新興感染症対策事業費			一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	新興感染症対策事業費		
事業期間	令和 6年度～令和 8年度	根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律			針路	01 災害・危機に強い埼玉の構築	SDGsゴール	3	
						分野施策	0104 感染症対策の強化	SDGsターゲット	3-3, 3-d	
1 事業概要 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応を踏まえ、次なる新興感染症 (新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症) の効果的な予防及び発生・まん延時の適切な対応が可能となる体制を整備する。 ア 医療措置協定締結機関への施設・設備整備補助 620,319千円 イ 連携協議会等開催事務費 1,885千円 ウ 流行初期医療確保措置システム保守管理委託費 6,000千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 医療措置協定締結機関への施設・設備整備補助 620,319千円 感染症法に基づく医療措置協定締結機関が行う施設・設備整備を支援 イ 連携協議会等開催事務費 1,885千円 予防計画の進捗管理及び関係団体との連携強化のための連携協議会等の開催 ウ 流行初期医療確保措置システム保守管理委託費 6,000千円 支払基金及び国保連合会が運用する流行初期医療確保措置の実施事務に係るシステムの保守管理委託費 感染症法に基づき各都道府県が負担する経費 (2) 事業計画 ア 医療措置協定締結機関への施設・設備整備補助 支援見込件数 133件 イ 連携協議会等開催事務費 連携協議会等の開催 9回/年 ウ 流行初期医療確保措置システム保守管理委託費 感染症に基づき費用を負担する (3) 事業効果 医療措置協定締結機関への施設・設備整備の補助等を通して予防計画に定める数値目標を担保し、迅速かつ確実な医療提供・検査・宿泊療養体制の整備を図る。 また、地域の関係者の連携を深化させることにより、地域の感染症対応能力を向上させる。 【活動指標 (アウトプット)】 医療措置協定締結機関への施設・設備整備補助 (133件) 【成果指標 (アウトカム)】 予防計画に定める医療提供体制の確保 (ex. 病床：流行初期1,200床、初期以降2,000床等)						
2 事業主体及び負担区分 ア (国1/2・県1/2)、(国1/3・県1/3) 事業者1/3、(県10/10) イ (国1/2・県1/2、県10/10) ウ (県10/10)										
3 地方財政措置の状況 普通交付税 (款) 衛生費 (細目) 感染症等対策費 (細節) 感染症等対策費										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 (1) 人件費 (既存分) 9,500千円×8.5人=80,750千円 (2) 人件費 (増員分) なし (3) 組織の新設・改廃なし										
予算額		財 源 内 訳						一般財源	前年との 対比	
		国庫支出金								
決定額	628,204	310,271						317,933	△93,614	
前年額	721,818	357,998						363,820		